

第一章 総 則

- 第一條 本会は財団法人輻射科学研究会と称す。
- 第二條 本会は輻射科学に関する研究の助成及奨励を為し其の發達を図るを以て目的とす。
- 第三條 本会は第二條の目的を達するために左の事業を行う。
- 一、輻射科学に関する研究者若くは団体に対し研究並に諸施設に要する資金の交付
  - 二、輻射科学に関する研究並に調査
  - 三、研究成果の実用化
  - 四、輻射科学に関する研究者の養成
  - 五、輻射科学に関する知識の普及及刊行物の發行
  - 六、其の他第二條の目的を達するに必要な事項
- 第四條 本会は事務所を京都市左京区吉田中阿達町七番地に置く。

第二章 資産及会計

- 第五條 本会の資産は左の如し。
- 一、設立当時の寄附金拾貳万円
  - 二、将来寄附せらるべき金員及物件
  - 三、其の他の雑収入
- 第六條 本会は左の資産を以て基本財産とす。
- 一、第五條第一号の資産中金五万円
  - 二、第五條第二号の資産中基本財産として指定せられたる金員及物件
- 前各項以外の財産を以て通常財産とす。
- 第七條 本会の経費は左に掲ぐる通常財産を以て之を支弁す。
- 一、第五條第一号の資産（第六條第一号に該当するものを除く）
  - 二、第五條第二号の資産（第六條第一号に該当するものを除く）
  - 三、第十一條の規定に依る前年度繰越金
  - 四、基本財量より生ずる果実
  - 五、研究委託金
  - 六、其の他収入
- 第八條 基本財産の元本は之を処分することを得ず、但し己むを得ざる事由ある場合は理事会の決議を経、且主務官庁（京都府知事）の認可を得て之を処分することを得。
- 第九條 本会の資産は国債、公債又は確實なる有価証券を買入れ若くは郵便官署又は確實なる銀行、信託会社に預入れ理事長之を保管す。
- 但し理事会の議決を経て不動産其の他の物件に換つることを得。
- 第十條 本会の予算は毎年度開始前の一箇月前迄に理事会の決議を経ることを要す。
- 第十一條 決算は年度終了後一箇月以内に調製し監事の意見を附し理事会の承認を経ることを要す。
- 第十二條 毎年度決算の結果剰余金あるときは之を翌年度経費に繰越す。
- 収支予算書を以て定むるものを除くの外新たに義務の負担又は権利の放棄を為し若くは予算内の支出をなす為其の会計年度内の収入を以て償還する一時の借入金以外の借入金を為すには理事会の決議を経且主務官庁（京都府知事）の承認を受けるものとす。
- 第十三條 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第三章 役員及職員

- 第十四條 本会に左の役員を置く。
- 理事 五名以上十名以内 内理事長一名
- 監事 二名
- 第十五條 理事長は理事の互選を以て之を定む。
- 理事長は本会を代表し一切の会務を処理し理事会の議長となる理事長事故あるときは理事会の指名する他の理事代つて其の職務を行う。
- 第十六條 理事及監事は理事長之を推薦す。
- 理事は理事会を組織し本会の枢要なる事項を決議す。
- 理事は監事を兼ねることを得ず。
- 監事は本会の会計及び資産を監査す。
- 第十七條 役員は任期は二年とす、但し重任を妨げず。
- 補欠者の任期は其の前任者の残任期間とす。
- 役員は任期満了後と離後任者就任に至る迄その職務を行う。
- 第十八條 本会に主事以下事務員を置くことを得。
- 第十九條

第四章 会 議

第二十條 理事会は理事長之を招集す。  
 第二十一條 理事会は理事の過半数出席するに非ざれば之を開くことを得ず。  
 第二十二條 理事会の議事は出席理事の過半数を以て決す可否同数なるときは議長之を決す。  
 第二十三條 理事会に出席し得ざる理事は書面を以て他の理事に委任して表決を為すことを得此の場合予め通知せし事項に關して出席者と見做す。  
 理事会は議事録を作製し議長及出席者署名捺印の上之を保存するものとす。

第五章 顧問及賛助会員

第二十四條 本会の事業を賛助し特に功勞あるものは理事会の議を経て顧問に推薦す。  
 第二十五條 本会の事業を賛助する者は理事会の議を経て賛助会員に推薦す。

第六章 附 則

第二十六條 本寄附行為の條項を変更し又は本会を解散せんとするときは理事三分の二以上の同意を得且主務官庁（文部大臣）の認可若くは許可を経ることを要す。  
 第二十七條 本会解散の場合に於ける所属の財産は理事会の決議を経且主務官庁（文部大臣）の許可を得て本会の目的を達成する為に指定寄附するものとす。  
 第二十八條 本会設立当時の理事左の如し。

理 事	京都帝国大学教授	加 藤 信 義
“ “	工業試験所 技師	山 上 敬 吉
監 事	京都帝国大学講師	井 上 勅 夫
		川 守 田 孝 吉

財団法人輻射科学研究会役員名簿（昭和三十一年十月現在）

理 事 長	京 都 大 学 教 授	加 藤 信 義	京 都 市 左 京 区 下 鴨 下 川 原 町 二 八 〇 一
“ “	大 阪 大 学 名 譽 教 授	岡 部 金 治 郎	兵 庫 県 芦 屋 市 竹 園 町 七 三
“ “	大 阪 大 学 教 授	熊 谷 三 郎	大 阪 府 豊 中 市 桜 塚 本 通 六 丁 目 二 〇
“ “	神 戸 工 業 株 式 会 社 取 締 役 社 長	高 尾 繁 造	神 戸 市 灘 区 篠 原 中 町 六 丁 目 三 一
“ “	神 戸 工 業 株 式 会 社 技 師	大 野 煥 平	大 阪 府 豊 中 市 南 刀 根 山 二 七 一
“ “	島 津 製 作 所 顧 問	山 部 敬 吉	京 都 市 上 京 区 紫 野 上 若 草 町 十 二
“ “	立 命 館 大 学 教 授	井 上 勅 夫	京 都 市 右 京 区 嵯 峨 积 迎 堂 前 瀬 戸 川 町 五 〇 二
“ “	三 菱 電 機 株 式 会 社 研 究 所	川 岡 清 次 郎	尼 崎 市 南 清 水 字 中 野 八 〇 三 菱 電 機 株 式 会 社 研 究 所
監 事	立 命 館 大 学 總 長	末 川 博	京 都 市 左 京 区 岡 崎 東 福 〇 川 町
“ “	京 都 大 学 会 計 課 長	本 多 要 太 郎	京 都 市 左 京 区 吉 田 泉 殿 町
主 事	京 都 大 学 工 学 部 会 計 係	竹 上 治 夫	京 都 府 船 井 郡 八 木 町 字 船 枝